

# T&M通信

～税務と経営～

## ● 今月の経営チェックポイント

- 所得税の予定納税額の通知と納付  
原則として、前年に15万円以上所得税を納められた方は予定納税が必要になります。予定納税額は6月15日までに税務署から通知があります。  
納期については、第1期分が7月1日～31日、第2期分が11月1日～12月1日迄です。振替納税をされている方は、第1期分が7月31日、第2期分が12月1日に振替になります。
- 所得税の予定納税額の減額申請（7月15日まで）  
予定納税が必要な方で前年度より大幅に所得が減少する見込みがある場合には、予定納税の減額申請が可能です。
- 労働保険の申告・納付の時期になりました。  
労働保険の加入事業所は平成27年度の確定労働保険料と平成28年度の概算労働保険の申告と納付が必要です。（6月1日～7月10日まで）
- 住民税の特別徴収額（給料からの天引）が、平成28年分になります。
- 住民税の普通徴収の方の第一期分の納付期限は6月30日までです。
- 6月、7月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 6月からは当事務所におきましてもクールビズの推進を行います。何卒よろしくお願ひ致します。

## ● 着眼点

### 用語の解説

税理士 田中彰

2045年問題。シンギュラリティ（人工知能が人間の知能を超える技術的特異点）について以前にお話ししましたが、今回はそれに関連する用語についての説明と目下の課題について述べたいと思います。

**【IoTについて】**… Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称、従来のパソコン、サーバー、携帯電話、スマートホンのほか、ICタグ、ユビキタス（あらゆる場所に同時に存在する情報環境）、組み込みシステム、各種センサーや送受信装置などが相互に情報をやりとりできるようになり、新たなネットワーク社会が実現すると期待されている。（デジタル大辞泉より）

新聞もペーパーからデジタルへと移行しつつあり、若者を中心に新聞を取らない人が増えています。スマートホンはあらゆる情報に繋がっています。家も外出先からお風呂を沸かせたり水道光熱費の利用状況の確認をしたり、車に乗ればカーナビゲーションを通じて外部と繋がっています。

**【Fintech】**… 金融（finance）と技術（technology）からの造語。金融とIT（情報技術）を融合した金融工学分野の技術革新。また、それに関連するベンチャー企業によるビジネスを指す。さまざまな投資ツール、サイバーセキュリティ技術、暗号通貨決済サービスなどが登場している。

**【金融工学】**… 金融市場で資金を運用する際に生じるリスクを工学的な手法で分析・管理し、効率よく

利益を上げる手法を追求したり、新しい金融商品を開発したりする学問およびその技術。

【サイバーセキュリティ】… サイバー攻撃に対する防御行為。コンピューターへの不正侵入、データの改ざんや破壊、情報漏えい、コンピューターウイルスの感染などがなされないよう、コンピューターやコンピューターネットワークの安全を確保すること。

【暗号通貨】… 不正防止のため、高度な暗号技術を用いる仮想通貨。ネットワーク上で共有される取引情報により管理され、受け渡しの整合性を確保することで通貨として機能する。（デジタル大辞泉より）

銀行の借入金を繰上償還（約定期日前の返済）すると逸失利益の補てんとして高額な解約手数料を請求される事があるので注意が必要です。マイナンバー制度と絡めて我々が銀行を通じて行った行為はダイレクトに国に管理され、良い方向で考えれば記帳の手間は省けるかもしれません。

新しいワード言葉に関心を持っていただき、現在の動向の理解しこれからの経営の一助にさせていただきますようお願いいたします。来るべきシンギュラリティを乗り切りましょう。

## ● 企業版ふるさと納税について

全国的に定着してきた感のある「ふるさと納税」ですが、皆様はお試しになりましたでしょうか？私も昨年末に駆け込みで「ふるさと納税」をして、お礼の品としてりんご、みかん、お米をいただきました。いずれも生産農家の方から直接送られ、どなたが生産されたのかわかるようにお手紙が入っていました。どれもとても美味しくて周りの人にお勧めしました。最近では、九州の震災の義援金を「ふるさと納税」で行う取組等があり話題になりました。

「ふるさと納税」の各サイトを見ていると、母の日特集、父の日特集等色々な取組もされているようです。平成28年度税制改正により、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）が創設されました。青色申告をする法人が、平成28年4月20日～平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄付活用事業」（認定地域再生計画）に関連する寄付をした場合、その寄付金について税の優遇措置を受けることができます。

損金算入	税額控除		実質の企業負担 (約40%)
法人税・事業税・ 住民税 (約30%)	法人住民税・ 法人税 (約20%)	法人事業税 (約10%)	

← 寄付した金額 →

(文責 田中 恵子)

## ● 高齢者雇用安定助成金〔高齢者無期雇用転換コース〕について

巷では、特に飲食店などでは人手不足が多く見受けられますが、京都府の有効求人倍率は昭和48年12月以来の高水準1.30倍だそうです。少子高齢化のこの時代、若手のみならず、元気な高齢者（最近年齢を聞いてびっくりする方ばかりです）の力を活用してみませんか？

【中小企業の支給金額：対象労働者1人当たり50万円】

【支給要件】

労働者を有期契約から無期雇用に転換する制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること。

こちらのコースは、今年度から追加されました。ぜひご活用下さい。

(文責 渡辺 晶子)